

林材業死亡労働災害多発警報発令要綱

林業・木材製造業労働災害防止協会

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業又は木材製造業の労働災害のうち死亡災害が一定の期間に連続的、かつ集中的に発生した都道府県に「林業死亡労働災害多発警報」又は「木材製造業死亡労働災害多発警報」を発令することにより、林業又は木材製造業の事業主、労働者等に対する注意を喚起するとともに、労働基準行政機関、関係行政機関、都道府県及び林材業関係団体と協力して緊急に労働災害防止対策を推進し、林業又は木材製造業における労働災害の再発防止を早期に図ることを目的とする。

[定義]

中央の労働基準行政機関	：厚生労働省（労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室）
中央の関係行政機関	：林野庁（林政部経営課林業労働対策室及び国有林野部業務課）
中央の林材業関係団体	：全国森林組合連合会、（一社）全国木材組合連合会、 全国素材生産業協同組合連合会、全国国有林造林生産業連絡協議会
都道府県	：都道府県（林務）担当部局
林材業関係団体	：都道府県森林組合連合会、都道府県木材組合連合会等

(警報の名称)

第2条 警報の名称は、林業の場合にあつては「林業死亡労働災害多発警報」とし、木材製造業の場合にあつては「木材製造業死亡労働災害多発警報」（以下「警報」という。）とする。

(警報発令者)

第3条 警報の発令者は、林業・木材製造業労働災害防止協会会長（以下「会長」という。）とする。

(警報発令の基準)

第4条 会長は、厚生労働省の公表する労働災害発生速報（以下「厚生労働省速報」という。）において死亡労働災害が次の各号のいずれかに該当した場合に、警報を発令するものとする。

(1) 林業の場合

- ① 1か月に複数回発生した場合
- ② 2か月連続して発生した場合
- ③ 1月からの累積人数が3人以上となった場合

(2) 木材製造業の場合

- ① 1か月に複数回発生した場合
- ② 2か月連続して発生した場合
- ③ 1月からの累積人数が2人以上となった場合

(警報発令の時期及び期間)

第5条 警報発令は、厚生労働省速報を公表した翌日に発令し、3か月後の月末までとする。

ただし、警報発令期間中に厚生労働省速報において、新たに死亡労働災害が発生している場合は、翌月の月末まで延長し、延長期間中においても同様に取扱い、実施するものとする。

(警報発令、警報発令延長及び解除の通知)

第6条 会長は、警報発令、警報発令延長及び解除を決定したときは、警報発令対象都道府県の支部長に通知する。

2 会長は、中央の労働基準行政機関、中央の関係行政機関、中央の林材業関係団体に協力の要請を行う。

また、警報発令を解除した場合、その旨を通知する。

3 会長は、警報発令対象都道府県の支部以外の隣接する都府県支部長に対して、当該都府県へ警報発令及び警報発令解除した場合、その旨を通知する。

(取り組むべき労働災害再発防止対策)

第7条 取り組むべき労働災害再発防止対策は、別紙1に定める「林業労働災害再発防止対策」又は別紙2に定める「木材製造業労働災害再発防止対策」（以下「再発防止対策」という。）とする。

(再発防止対策の実施等)

第8条 警報発令対象都道府県の支部長は、地方労働行政機関、地方関係行政機関、都道府県及び都道府県林材業関係団体と連携を密にして、労働災害防止に必要な再発防止対策を積極的に実施する。

2 警報発令対象都道府県の支部長は、事業の発注者に対して、請負事業者に対する労働災害の防止に向けた協力要請を行う。

(再発防止対策の取組対象者)

第9条 第4条に該当する警報発令の取組対象者は、警報発令対象都道府県の支部長及び林業・木材製造業労働災害防止協会会員のほか、会員外の林材業事業場も含めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、警報発令に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 18日から施行する。

この要綱は、平成27年 7月 2日から施行する。

この要綱は、平成28年11月 16日から施行する。

この要綱は、平成29年 8月 9日から施行する。